

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社 エ ス イ ー
代表取締役社長 宮 原 一 郎

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、極力、書面ならびにインターネット等による議決権行使をご検討ください。書面ならびにインターネット等による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」
3. 目的事項
報告事項 1. 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 監査役の補欠者2名選任の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.se-corp.com>）に掲載させていただきます。

法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.se-corp.com>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

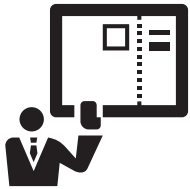
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、上記「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。



何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 報告事項ならびに決議事項につきましては例年より簡便化したご説明での開催となります。
2. 株主総会後の株主懇談会につきましては昨年に引き続き本年も中止とさせていただきます。
3. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。
4. 議場にご来場の株主様におかれましては、他の株主様への影響をご配慮いただき、マスクの着用をお願いいたします。
5. 株主総会に出席する取締役、監査役、および運営メンバーはマスクを着用して対応させていただきます。
6. 昨年に引き続き本年もお土産のご用意はございません。
7. 新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、極力、書面ならびにインターネット等による議決権行使をご利用ください。

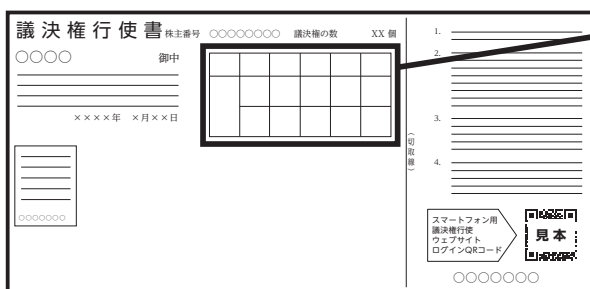


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願ひ申しあげませす。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございませす。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <hr/> <p>日 時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時45分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時45分入力完了分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、4、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

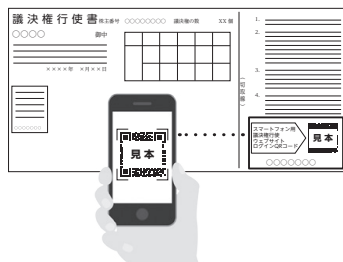
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱ひいたしませす。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱ひいたしませす。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



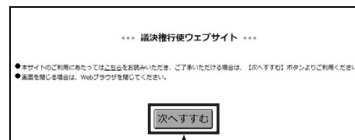
「スマート行使」での議決権行使は**1回**に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

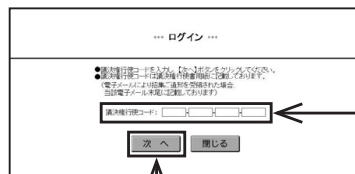
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

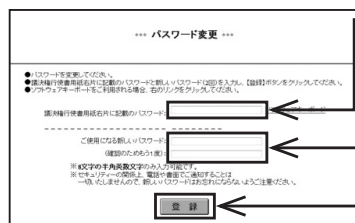
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本及び世界経済は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況となりました。相次ぐ変異株の出現に対して、各国が新型コロナウイルス感染症との共存における経済活動の回復を模索している状況が続いており、各国でのワクチンの普及や各種政策の効果により、基調としては、景気は回復傾向を辿りました。一方、長期化する半導体の供給不足など世界的なサプライチェーンの混乱や原油・原材料価格の上昇、米国などの金融引き締め策への転換の動きは、経済活動に多方面で大きな影響を与えています。更にウクライナ情勢の地政学的リスクから深刻なインフレが長期化する懸念があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループと関連の深い建築・土木市場においては、官公庁工事は堅調に推移しておりますが、民間工事の需要は新型コロナウイルス感染症の影響による設備投資低迷の影響を受けております。また、アジア・アフリカにおきましては地域により感染の再拡大が発生するなど、現地経済活動への影響が継続しております。

このような経営環境のもと当社グループでは、2020年6月に公表した「中期経営計画2020－2022」において、2030年頃を見据えた「2030ビジョン」実現のために、①思い切った経営資源の戦略的投入、②既存事業基盤の再構築と新たな価値の創造、③持続可能な企業価値向上のための経営基盤の強化の基本方針のもとに、事業環境が良好な建設用資機材の製造・販売事業を中心として収益性・生産性を向上させ、同時に本中期経営計画終了後の飛躍的な成長のための施策を実施しております。

当連結会計年度の売上高は、社会全体における新型コロナウイルス感染症の対応が長期化したことにより、建築用資材の製造・販売事業における建築金物分野の需要回復が遅延、また海外への渡航が制限され現地活動が困難と

なりましたが、一方で建設用資機材の製造・販売事業が好調だった前期をさらに上回り、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高のマイナス分を補填し上積みとなりました。その結果、売上高は241億50百万円（前期比5.9%増）と増収となりました。

利益面では、高粗利製品の売上増加および既存製品等の利益率改善、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する移動制限等の影響により経費が抑えられたこと等により、営業利益19億82百万円（前期比67.2%増）、経常利益19億92百万円（前期比66.0%増）となりました。

また、投資有価証券売却益を特別利益として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益16億14百万円（前期比155.3%増）となりました。

当社グループの報告セグメントの状況は次のとおりであります。

a. 建設用資機材の製造・販売事業

この事業では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への対応が進められているなか、橋梁更新工事や豪雨災害などの対策工事が進められております。そのようななか、当連結会計年度におきましては、輸出は低調でしたが、落橋防止装置等橋梁耐震補強製品の販売および河川災害用ブロック等の販売が好調に推移し、売上高は前期を大きく上回りました。利益面では、増収効果に加え利益率の高い製品の販売が増加したため、増益となりました。

この結果、この事業の売上高は132億52百万円（前期比8.2%増）、営業利益16億31百万円（前期比38.7%増）となりました。

b. 建築用資材の製造・販売事業

この事業では、前年から引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が大きく残っております。当連結会計年度におきましては、セパレーター・吊りボルト等を中心とした建築金物分野の売上は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、低調に推移しております。一方、鉄骨工事分野においては繰越案件も多いなか、前期並みの売上となっております。また利益面では、製品販売および鉄骨工事の利益率改善に努めました。

この結果、この事業の売上高は81億86百万円（前期比1.2%減）、営業利益4億86百万円（前期比52.3%増）となりました。

c. 建設コンサルタント事業

この事業では、フランス語圏での強みを生かして、アジア・アフリカ圏をはじめとする各国での道路・橋梁建設や公共性の高い設備機材整

備、環境改善等についてのコンサルタント事業を展開しております。また、新規分野として国内外におけるBIM/CIM適用事業支援業務への参画を目指して参ります。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による影響はあるものの、国によっては現地活動が再開できる状況となっております。当連結会計年度の期首から収益認識の会計基準への変更により、進捗度等に基づき売上を計上しており、前期比で増収増益となっております。

この結果、この事業の売上高は7億3百万円（前期比117.9%増）、営業利益は46百万円（前期は1億46百万円の営業損失）となりました。

d. 補修・補強工事業

この事業では、社会インフラ老朽化対策における橋梁、トンネルの補修・補強工事を推し進めております。国土強靱化対策等が進捗しており、受注環境は引続き良好に推移しております。

当連結会計年度におきましては、工事現場における新型コロナウイルス感染症の影響はほとんどなく予定通りに進捗し、前年並みの売上高となりました。また利益面では、高利益の工事が減少したことにより、前期比で減益となっております。

この結果、この事業の売上高は20億6百万円（前期比3.2%増）、営業利益2億11百万円（前期比8.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は6億66百万円ではありますが、その主なものは、株式会社エスイーの工場設備の配置転換・増設により増加した資産と、研究開発資産であります。

③ 資金調達の状況

<借入金>

借入額	11億10百万円
-----	----------

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 38 期 2019年3月期	第 39 期 2020年3月期	第 40 期 2021年3月期	第 41 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高	22,412,725	22,839,221	22,801,019	24,150,209
経常利益	1,079,020	1,063,277	1,200,333	1,992,261
親会社株主に帰属する 当期純利益	699,783	270,317	632,413	1,614,298
1株当たり当期純利益(円)	23.40	9.04	21.09	53.66
総資産	23,093,118	22,031,041	23,613,111	23,665,278
純資産	8,712,636	8,326,395	8,807,541	9,953,698
1株当たり純資産額(円)	289.98	277.14	292.81	329.31

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

第38期は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしましたが、海外では米中貿易摩擦の問題や世界経済の減速への懸念もあり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、ケーブル製品分野における災害復旧工事や補強工事に使用されるケーブル製品の納入が好調であったことやコンクリート製品分野の売上が寄与し、また、建設コンサルタント事業における設計業務収入が好調に推移したことなどから、売上高224億12百万円(前期比11.0%増)、営業利益11億20百万円(前期比17.4%増)、経常利益10億79百万円(前期比2.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益6億99百万円(前期比2.9%増)となりました。

第39期は、米中貿易摩擦や消費税増税などの不安定要因を抱えつつも、企業収益の底堅い推移や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が見られましたが、2020年3月以降新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、極めて厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、ケーブル製品分野における災害復旧、橋梁耐震の進捗及び、海外向け大型案件等の製品納入が好調であったことにより、売上高228億39百万円(前期比1.9%増)、営業利益10億64百万円(前期比4.9%減)、経常利益10億63百万円(前期比1.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益2億70百万円(前期比61.4%減)となりました。

第40期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本では、2020年4月の緊急事態宣言の発出、外出自粛・休業要請、海外への渡航制限等、

企業活動や個人消費が著しく制限され、経済は落込みから十分に回復した状態には至らず、2021年1月には再び緊急事態宣言がなされるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、建設用資機材の製造・販売事業は好調を維持しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う建築用資材の製造・販売事業の建築金物分野での需要減少、建設コンサルタント事業での海外現地活動延期の影響を受け、売上高228億1百万円（前期比0.2%減）と減収となりました。

利益面では、新型コロナウイルス感染症拡大による売上高減少の影響がありましたが、比較的利益率の高い建設用資機材の製造・販売事業の売上高が増加したこと、移動制限等の影響で経費の増加が抑えられたことにより、営業利益11億85百万円（前期比11.4%増）、経常利益12億円（前期比12.9%増）となりました。また、ベトナム・バックダン橋事業運営会社株式の評価損を特別損失として計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益6億32百万円（前期比134.0%増）となりました。

第41期（当連結会計年度）につきましては、前記（1）「当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

（3）重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 業 務 内 容
株式会社アンジェロセック	100,000千円	85.0%	建設コンサルタント事業
A & K ホンシュウ株式会社	90,000千円	100.0%	建築用資材の製造・販売事業 建設用資機材の製造・販売事業
エスイーリペア株式会社	30,000千円	100.0%	補修・補強工事業
エスイー鉄建株式会社	20,000千円	100.0%	建設用資機材の製造・販売事業 建築用資材の製造・販売事業

（注） 上記の重要な子会社4社は、当社の連結子会社であります。

（4）対処すべき課題

長期ビジョンの実現、その前提となる環境変化に対処するための中期的な課題に以下の通り取り組んでおります。

- ①国土強靱化等の公共事業予算が追い風にある建設用資機材の製造・販売事業での着実な業容拡大と利益体質の強化。
- ②今後の成長を牽引する新事業、新製品・新サービスなどの新しい価値の創造と早期収益化。
- ③海外関連の事業再構築による業容を拡大。
- ④企業価値向上のための資産効率の向上と経営基盤の強化。

⑤建設用資機材の製造・販売事業以外では、以下の通り取り組んでおります。

- ・ 建築用資材の製造・販売業での利益体質の強化
- ・ 建設コンサルタント事業の新たな収益の柱の育成
- ・ 補修・補強工事業においては抜本的な拡大策の展開

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

セグメント	区 分	主 な 事 業 内 容 ・ 製 品 等
建設用資機材の製造・販売事業	ケーブル製品分野	「アンカー」「落橋防止装置」「PC用ケーブル」「外ケーブル」「斜材」「控索」等のケーブル製品（付属品）の製造・販売 建設用機材のレンタル
	鉄鋼製品分野等	「KIT受圧板」「変位制限装置」等の製造・販売 建設商材の販売
	コンクリート製品分野	コンクリート二次製品の製造・販売 E S C O N材料、二次製品の製造・販売
建築用資材の製造・販売事業	建築金物分野	「セパレーター」・「吊りボルト」等の建築用資材の製造・販売
	鉄骨工事分野	鉄骨工事および建築部材・建築耐震金物等の製造・販売
建設コンサルタント事業	—	国内建設コンサルタント事業、海外での建設コンサルタントサービス
補修・補強工事業	—	補修・補強工事 (橋梁構造物・トンネル等)の施工および点検・調査業務

(6) 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社 : 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー

支 店 : 九州支店（福岡県福岡市） 大阪支店（大阪府大阪市）
名古屋支店（愛知県名古屋市） 東北支店（宮城県仙台市）

営業所 : 中国営業所（広島県広島市） 四国営業所（香川県高松市）
北陸営業所（新潟県新潟市） 北海道営業所（北海道札幌市）

工 場 : 山口工場（山口県山口市）
試験研究所 : 厚木研究所（神奈川県厚木市）

② 子会社

株式会社アンジェロセック

: 本 社 東京都新宿区

A & K ホンシュウ株式会社

: 本 社 福島県須賀川市

支 店 福島県須賀川市
埼玉県白岡市

営業所 宮城県仙台市
福島県郡山市
福島県岩瀬郡鏡石町
千葉県千葉市
神奈川県厚木市
茨城県水戸市

工 場 福島県須賀川市
福島県岩瀬郡天栄村
埼玉県白岡市

エスイーリペア株式会社

: 本 社 福岡県福岡市

営業所 大阪府大阪市
佐賀県佐賀市
長崎県諫早市
熊本県熊本市
宮崎県宮崎市
鹿児島県鹿児島市

エスイー鉄建株式会社

: 本 社 鳥取県西伯郡日吉津村

事業所 愛知県海部郡飛島村
鳥取県西伯郡日吉津村
新潟県上越市
山口県宇部市

工 場 愛知県刈谷市
愛知県海部郡飛島村
鳥取県西伯郡日吉津村
新潟県上越市
山口県宇部市
山口県山口市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
538名 (85名)	12名増 (5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、使用人数には、当社の取締役でない執行役員7名を含めております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
192名 (13名)	4名増 (1名減)	42.9歳	12.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、使用人数には、取締役でない執行役員5名を含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,284,200
株式会社日本政策金融公庫	928,380
株式会社みずほ銀行	800,000
株式会社三菱UFJ銀行	775,000
株式会社東邦銀行	381,340

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,800,000株
- ② 発行済株式の総数 31,256,600株(うち自己株式1,148,528株)
- ③ 株主数 5,467名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 エ ヌ セ ッ ク	10,420,600	34.6
岡 本 哲 也	983,000	3.2
株 式 会 社 麻 生	975,700	3.2
大 津 哲 夫	930,000	3.0
松 本 美 枝 子	840,000	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	643,000	2.1
高 橋 謙 雄	625,000	2.0
鈴 木 昭 好	519,800	1.7
竹 島 征 男	370,000	1.2
佐 藤 広 幸	360,000	1.1

(注) 持株比率は、自己株式（1,148,528株）を控除して、計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	100,000株	6名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2) ②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員会長	森 元 峯 夫	エスイーグループCEO 株式会社アンジェロセック代表取締役CEO (最高経営責任者)
代表取締役社長 執行役員社長	宮 原 一 郎	COO
取 締 役 専務執行役員	申 田 信 行	生産管掌 A&Kホンシュウ株式会社代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	野 島 久 弘	管理管掌 管理本部長
取 締 役 執行役員	滝 沢 力	厚木研究所所長
取 締 役 執行役員	小 松 真 彦	営業管掌 営業本部長
取 締 役	岡 俊 明	一般社団法人日本営業科学協会代表理事 一般社団法人日本オリーブ協会理事 財団法人榛名美術代表理事 国立大学法人群馬大学講師
取 締 役	平 野 尚 也	フィールドコンサルティンググループ株式会社代表取締役社長 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会理事
常 勤 監 査 役	鈴 木 章 二	
監 査 役	菅 澤 喜 男	株式会社ディエスケイワイ代表取締役 特定非営利活動法人日本コンペティティブ・インテリジェンス学会理事名誉会長
監 査 役	寺 石 雅 英	国立大学法人群馬大学名誉教授 大妻女子大学キャリア教育センター教授 株式会社カーブスホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち岡俊明氏および平野尚也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち菅澤喜男氏および寺石雅英氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役岡俊明氏、平野尚也氏および監査役菅澤喜男氏、寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動につきましては次の通りです。
 2021年6月29日をもって取締役執行役員副社長岡本哲也氏、取締役執行役員杉山浩之氏は退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定する。

なお、取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内、ただし、使用人分給与は含まず、役員賞与を含む。）とし、前述の報酬枠とは別に2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において年額80百万円以内、年200,000株以内とする譲渡制限付株式の付与のための報酬枠が決議している。

また、当社は、業績連動報酬等の方針はないが、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を決定している。

賞与等についても、経営内容、社員賞与とのバランス等を考慮して、取締役の賞与を取締役会の決議にて決定するものとする。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

(i) 業績連動報酬等について

業績連動報酬等については導入してはいないが、引き続き導入に向け検討していくものとする。導入の検討にあたっては、今後、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬を、連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとし、その目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じ、その都度見直しを行うものとする。

(ii) 非金銭報酬等について

(a) 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、役員報酬制度の一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(b) 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内とする。

(c) 各対象取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

(d) 各対象取締役への具体的な支給配分については、各取締役の在籍年数、役職、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定することとする。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとする。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(e) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合

には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とする。

- (f) 1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする。

(ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)の払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(イ) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前までの期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(ウ) 譲渡制限の解除

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(ア)に定める地位を退任

又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

上記（ア）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考とする報酬水準を踏まえ、取締役会は種類別の報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1とする。

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長森元峯夫がグループCEOの責務によりその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた非金銭報酬とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員退職 慰労引当金	賞与	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	302,979 (15,000)	227,649 (14,000)	26,830 (-)	19,300 (1,000)	29,200 (-)	10 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	23,724 (8,509)	20,500 (7,500)	1,200 (-)	2,000 (1,000)	24 (9)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	326,704 (23,509)	248,149 (21,500)	28,030 (-)	21,300 (2,000)	29,224 (9)	13 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日をもって退任した取締役2名（うち社外取締役は該当なし。）を含みます。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式及び諸経費等であり、株式の割当ての際の条件等は「a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

c. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月29日開催の第40期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。

取締役 2名 61,000千円（うち社外取締役は該当なし。）

（金額には、上記b.および過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名56,580千円が含まれております。）

③ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡俊明氏は一般社団法人日本営業科学協会の代表理事であります。当社は、一般社団法人日本営業科学協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は一般社団法人日本オリーブ協会の理事であります。当社は、一般社団法人日本オリーブ協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は財団法人榛名美術の代表理事であります。当社は、財団法人榛名美術との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏はフィールドコンサルティンググループ株式会社の代表取締役社長であります。当社は、フィールドコンサルティンググループ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏は特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の理事であります。当社は、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役菅澤喜男氏は株式会社ディエスケイワイの代表取締役であります。当社は株式会社ディエスケイワイとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役菅澤喜男氏は特定非営利活動法人日本コンペティティブ・インテリジェンス学会理事名誉会長であります。当社は特定非営利活動法人日本コンペティティブ・インテリジェンス学会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は大妻女子大学キャリア教育センターの教授であります。当社は、大妻女子大学キャリア教育センターとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は株式会社カーブスホールディングスの社外取締役であります。当社は、株式会社カーブスホールディングスとの間には特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

・当事業年度における取締役会および監査役会での活動状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 岡 俊 明	18回	100%	-	-
取締役 平 野 尚 也	18回	100%	-	-
監査役 菅 澤 喜 男	18回	100%	12回	100%
監査役 寺 石 雅 英	18回	100%	12回	100%

・出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役岡俊明は当事業年度に開催された、18回の実務取締役会に全て出席しており、サッポロビール(株)ならびにサッポロビール飲料(株)の経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただくとともに必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役平野尚也は当事業年度に開催された、18回の実務取締役会に全て出席しており、AT&T Jens(株)をはじめとする複数社において取締役ならびに執行役員として経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただくとともに必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役菅澤喜男は当事業年度に開催された、18回の実務取締役会ならびに12回の監査役会に全て出席しており、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行しております。これまでも取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するため豊かな経験から助言および提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいております。直接会社経営に関与された経験はありませんが監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役寺石雅英は当事業年度に開催された、18回の取締役会ならびに12回の監査役会に全て出席しており、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行しております。これまでも取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するため豊かな経験から助言および提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいております。直接会社経営に関与された経験はありませんが監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役および各社外監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1. (3) 重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役、監査役および執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により、保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 四谷監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の見積算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役においては、取締役会規則に決議事項および付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとする。
 - b. 使用人については、社内諸規程の規定に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
 - c. コンプライアンス体制の整備および運用については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討する。取締役および使用人に対して日常的なコンプライアンスの遵守のみならず、倫理や行動規範を含めた社会規範全体に範囲を拡大するとともに、問題点の把握に努め、当該問題の是正措置および再発防止措置を講じるものとする。
 - d. 「内部通報制度」をより利用しやすくするために、すべてのステークホルダーに対し、当該制度の趣旨を周知徹底する。内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備し、匿名による通報も可能とした。
 - e. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規程に基づき適切に保存、管理を行うものとする。
 - b. 取締役および使用人の業務上の情報管理については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、当社グループの情報セキュリティポリシーを共通化し、横断的に推進する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、品質、環境、法務、労働衛生、債権、経理・財務、情報セキュリティ、倫理・コンプライアンス等当社およびグループ各社に点在する各種リスクを一元的に管理する「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、グループ全体として適切な対策を実施する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等の制定をグループごとに行うものとする。
 - b. 合理的な経営方針の策定および全社的な重要事項について検討および意思決定する重要な社内会議等を有効に活用するものとする。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- a. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程および関連するグループ規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - b. 内部通報制度に関しては子会社を含めたグループ全体として運用するものとする。
 - c. 内部監査室は関係会社管理規程および関連するグループ規程等の運用状況における監査から、関係会社の内部統制の有効性と妥当性を確認するものとする。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとする。その人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとし、独立性を確保する。
- ⑦ 当社の監査役の補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その補助使用人に対する人事考課については監査役会が行う。また、これらの者の

人事異動、懲戒処分については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定するものとする。また、当該使用人は専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとする。

- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a. 取締役および使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。

b. 取締役および使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社ならびに当社の子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は事前に通知するものとする。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有するものとする。
 - ・ 会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議案内容の決定。
 - ・ 監査法人の選任・解任に関する取締役会の議案内容の決定。
 - b. 監査役は会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けるとする。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の同意を必要とするものとする。
- ⑫ 財務報告に係る内部統制の整備および運用に関する体制
- a. 当社グループは、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行い、継続的改善に努めるものとする。
 - b. 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備および運用に対して監督責任を有し、その整備状況および運用状況を監視する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- a. 当社および子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
 - b. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応は総務担当部門とし、社内各部署長ならびに警察、弁護士等の専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な、内部統制システム運用に努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,793,456	流動負債	9,510,593
現金及び預金	5,172,731	支払手形及び買掛金	3,618,344
受取手形	1,600,927	電子記録債務	2,214,437
売掛金	3,352,518	短期借入金	300,522
契約資産	652,143	1年内返済予定の長期借入金	1,343,351
電子記録債権	1,836,476	未払法人税等	573,514
商品及び製品	690,744	契約負債	100,762
仕掛品	601,230	賞与引当金	171,879
原材料及び貯蔵品	1,351,872	その他	1,187,781
その他	563,705		
貸倒引当金	△28,895		
固定資産	7,871,822	固定負債	4,200,987
有形固定資産	6,436,550	長期借入金	2,634,544
建物及び構築物	2,187,902	役員退職慰労引当金	548,590
機械装置及び運搬具	706,275	退職給付に係る負債	421,199
工具器具及び備品	74,544	資産除去債務	156,193
土地	2,968,586	リース債務	434,960
リース資産	397,995	その他	5,500
建設仮勘定	101,245	負債合計	13,711,580
無形固定資産	213,982	純資産の部	
のれん	118,693	株主資本	9,839,585
その他	95,288	資本金	1,228,057
投資その他の資産	1,221,290	資本剰余金	1,012,350
投資有価証券	217,520	利益剰余金	7,810,207
繰延税金資産	702,104	自己株式	△211,030
その他	325,146	その他の包括利益累計額	75,290
貸倒引当金	△23,480	その他有価証券評価差額金	64,796
		繰延ヘッジ損益	611
		退職給付に係る調整累計額	9,882
		非支配株主持分	38,822
		純資産合計	9,953,698
資産合計	23,665,278	負債及び純資産合計	23,665,278

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		24,150,209
売上原価		17,034,543
売上総利益		7,115,666
販売費及び一般管理費		5,133,283
営業利益		1,982,382
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,717	
受取手数料	7,509	
受取家賃	8,496	
貸倒引当金戻入額	694	
補助金収入	3,299	
スクラップ売却益	41,537	
その他	19,469	88,724
営業外費用		
支払利息	27,035	
売上割引	17,442	
為替差損	27,733	
寄付金	4,019	
その他	2,615	78,845
経常利益		1,992,261
特別利益		
固定資産売却益	818	
投資有価証券売却益	402,690	
受取保険金	584	404,093
特別損失		
固定資産売却損	40	
固定資産除却損	10,043	
役員退職慰労金	4,420	
出資金評価損	1,000	15,504
税金等調整前当期純利益		2,380,849
法人税、住民税及び事業税	798,546	
法人税等調整額	△38,899	759,647
当期純利益		1,621,202
非支配株主に帰属する当期純利益		6,904
親会社株主に帰属する当期純利益		1,614,298

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,228,057	1,000,924	6,434,118	△229,403	8,433,696
会計方針の変更による 累積的影響額			61,870		61,870
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,228,057	1,000,924	6,495,989	△229,403	8,495,567
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△300,080		△300,080
親会社株主に帰属する当期純利益			1,614,298		1,614,298
自己株式の処分		11,426		18,373	29,800
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	11,426	1,314,218	18,373	1,344,018
当連結会計年度末残高	1,228,057	1,012,350	7,810,207	△211,030	9,839,585

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に 係 属 する 調整累計額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	329,204	—	23,641	352,845	20,999	8,807,541
会計方針の変更による 累積的影響額					10,918	72,789
会計方針の変更を反映した 当期首残高	329,204	—	23,641	352,845	31,918	8,880,330
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△300,080
親会社株主に帰属する当期純利益						1,614,298
自己株式の処分						29,800
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△264,407	611	△13,758	△277,554	6,904	△270,650
当連結会計年度変動額合計	△264,407	611	△13,758	△277,554	6,904	1,073,367
当連結会計年度末残高	64,796	611	9,882	75,290	38,822	9,953,698

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 エスイー
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員	公認会計士	下 條 伸 孝
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	佐々木 大 作
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスイーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスイー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、リモート監査手法も活用しながら、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 鈴木 章 二 ⑩

社外監査役 菅 澤 喜 男 ⑩

社外監査役 寺 石 雅 英 ⑩

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,631,065	流動負債	5,947,858
現金及び預金	2,738,532	支払手形	228,018
受取手形	895,926	電子記録債務	2,234,780
電子記録債権	1,522,722	買掛金	513,629
売掛金	1,484,800	短期借入金	949,836
商品及び製品	69,421	1年内返済予定の長期借入金	1,095,244
仕掛品	105,178	未払金	170,274
原材料及び貯蔵品	962,844	未払法人税等	275,374
前払費用	56,719	未払費用	42,971
未収収益	1	未払消費税等	37,116
短期貸付金	309,711	前受金	99
未収入金	484,947	前受収益	346
その他の流動資産	3,268	預り金	341,167
貸倒引当金	△3,007	賞与引当金	58,999
固定資産	7,097,257	固定負債	3,063,631
有形固定資産	3,405,735	長期借入金	2,107,836
建築物	923,789	リース債務	52,154
構築物	75,868	退職給付引当金	334,964
機械装置	301,496	役員退職慰労引当金	495,850
車輛運搬具	3,213	資産除去債務	72,825
工具器具備品	39,698	負債合計	9,011,490
土地	1,930,497	純資産の部	
リース資産	46,850	株主資本	6,653,569
建設仮勘定	84,322	資本金	1,228,057
無形固定資産	81,384	資本剰余金	1,016,052
電話加入権	7,319	資本準備金	995,600
ソフトウェア	73,607	その他資本剰余金	20,452
特許権	456	利益剰余金	4,620,489
投資その他の資産	3,610,137	利益準備金	114,632
投資有価証券	182,691	その他利益剰余金	4,505,857
関係会社株式	2,641,606	土地圧縮積立金	24,988
長期前払費用	656	別途積立金	3,450,000
繰延税金資産	550,132	繰越利益剰余金	1,030,868
差入保証金	202,114	自己株式	△211,030
保険積立金	18,176	評価・換算差額等	63,263
破産債権等	336	その他有価証券評価差額金	63,263
その他の投資	14,760	繰延ハッジ損益	611
貸倒引当金	△336	純資産合計	6,716,833
資産合計	15,728,323	負債及び純資産合計	15,728,323

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,456,111
売上原価		6,559,668
売上総利益		3,896,442
販売費及び一般管理費		3,129,899
営業利益		766,542
営業外収益		
受取利息	3,337	
受取配当金	137,434	
受取手数料	46,355	
生命保険配当金	278	
受取家賃	10,039	
雑収入	5,825	
貸倒引当金戻入額	151	203,421
営業外費用		
支払利息	25,418	
社債利息	370	
売上割引	9,290	
寄付金	1,945	
為替差損	27,374	
雑損失	2,250	66,651
経常利益		903,313
特別利益		
投資有価証券売却益	402,690	402,690
特別損失		
固定資産売却損	40	
固定資産除却損	178	
役員退職慰労金	4,420	4,639
税引前当期純利益		1,301,364
法人税、住民税及び事業税	335,901	
法人税等調整額	△1,483	334,417
当期純利益		966,946

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,228,057	995,600	9,026	1,004,626	114,632	24,988	3,450,000	364,002	3,953,623	△229,403	5,956,903
当期変動額											
剰余金の配当								△300,080	△300,080		△300,080
当期純利益								966,946	966,946		966,946
自己株式の処分			11,426	11,426						18,373	29,800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	11,426	11,426	-	-	-	666,865	666,865	18,373	696,665
当期末残高	1,228,057	995,600	20,452	1,016,052	114,632	24,988	3,450,000	1,030,868	4,620,489	△211,030	6,653,569

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327,125	-	327,125	6,284,029
当期変動額				
剰余金の配当				△300,080
当期純利益				966,946
自己株式の処分				29,800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△264,473	611	△263,862	△263,862
当期変動額合計	△264,473	611	△263,862	432,803
当期末残高	62,651	611	63,263	6,716,833

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 エスイー
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 下 條 伸 孝
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐々木 大 作
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスイーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、リモート監査手法も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社につきましては、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 鈴木 章 二 ⑩

社外監査役 菅 澤 喜 男 ⑩

社外監査役 寺 石 雅 英 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当は、金14円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は421,513,008円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> ③ <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
いしかわ まさし 市川真佐史 (1968年4月22日生)	1994年8月 当社入社 2009年4月 当社生産本部山口工場長 2014年4月 鉄建工業(株) (現・エスイー鉄建(株)) 代表取締役 2015年4月 当社執行役員生産本部長兼同山口工場長 2015年4月 (株)森田工産 (現・エスイー鉄建(株)) 取締役 2015年7月 エスイー鉄建(株)代表取締役社長 (現任) 2015年12月 (株)中川鉄工所 (現・エスイー鉄建(株)) 代表取締役社長 2016年4月 当社執行役員生産本部長 2017年6月 当社取締役執行役員生産本部長 2019年6月 当社執行役員 (現任)	6,000株
【選任理由】		
市川真佐史氏は、当社入社以来、当社製品製造業務に従事し、土木建設資材の製造に深い知見を有しております。長年にわたり当社山口工場長を務めた経験から管理実務も実績があり、現在ではグループ会社の社長として、営業面も含め多岐に渡るその豊富な経験と知識にて、取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (2) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
- 取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鈴木章二氏が退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
すぎやまひろゆき 杉山浩之 (1962年10月9日生)	2005年8月 当社入社 社長室付担当部長 2006年4月 当社経営企画室長 2010年4月 当社エスイーグループ成長戦略センター長 2010年5月 (有)日越建設コンサルタント代表取締役社長 2013年6月 当社取締役執行役員エスイーグループ成長戦略センター長兼海外事業担当 2014年6月 (株)アンジェロセック取締役(現任) 2016年4月 当社取締役執行役員管理本部副本部長IR担当 2018年12月 (有)日越建設コンサルタント代表取締役社長 2019年6月 当社取締役執行役員PR・IR担当 2020年3月 (株) 코리아エスイー理事 2021年6月 当社執行役員会長・社長特命担当(現任)	7,000株
【選任理由】		
杉山浩之氏は、当社入社以来、経営戦略、海外関連会社の統括業務に従事するなかで当社事業の知見を深めております。当社取締役ならびにグループ会社の取締役を経験し、経営戦略、海外関連会社の統括業務で培った経験や知識を活かし、国内外に渡る全社的な視野に立った監査業務能力が十分に発揮できることから、監査役として職務を遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 2022年6月24日開催予定の(株)アンジェロセック定時株主総会の終結の時をもって、(株)アンジェロセック取締役を任期満了に伴い退任する予定です。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (2) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査役の補欠者2名選任の件

本総会開始の時をもって、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において選任いただいた監査役の補欠者2名の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役の補欠者2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査役の補欠として就任する補欠者は、金田一広幸氏、久賀泰郎氏とし、金田一広幸氏は社外監査役の補欠者候補、久賀泰郎氏は社内監査役の補欠者候補とします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、両候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	金田一広幸 (1961年10月29日生)	1984年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ 公認会計士共同事務所（現有限責任監査 法人トーマツ） 1991年8月 四谷公認会計士共同事務所 1991年11月 公認会計士登録 1997年4月 四谷ビジネスコンサルティング株式会社 1998年7月 白井康雄税理士事務所 2003年1月 金田一会計事務所 所長（現任）	0株
【選任理由】			
金田一広幸氏を社外監査役の補欠の候補者とする理由は、長年の公認会計士として培われた知識を、監査役に就任された場合に、当社監査体制に活かしていただくためであります。同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。			
2	久賀泰郎 (1953年9月8日生)	2001年4月 当社事業統括本部生産事業部山口工場長 2005年6月 当社取締役生産事業部副事業部長兼同山 口工場長 2005年10月 当社取締役生産事業部長兼同山口工場長 2006年4月 当社取締役生産本部長兼同山口工場長 2012年4月 当社新製品開発部長 2013年6月 当社執行役員新製品開発部長 2015年6月 当社取締役執行役員新製品開発部長 2016年6月 当社顧問（現任）	40,000株
【選任理由】			
久賀泰郎氏は当社の生産・開発業務に携わる中、取締役としても経営に参画しており、監査役に就任された場合に、長年当社で培われた知見を当社監査体制に活かしていただけるものと判断したものであります。			

- (注) 1. 監査役の補欠者の両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金田一広幸氏は、社外監査役の補欠者として選任するものであります。
3. 金田一広幸氏の選任が承認され、社外監査役に就任された場合には、同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (2) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
 監査役の補欠者の候補者の選任が承認され、監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって監査役を退任される鈴木章二氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ定められた役員退職慰労金規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
すず き しょう じ 鈴 木 章 二	2011年6月 当社監査役（現任）

以上

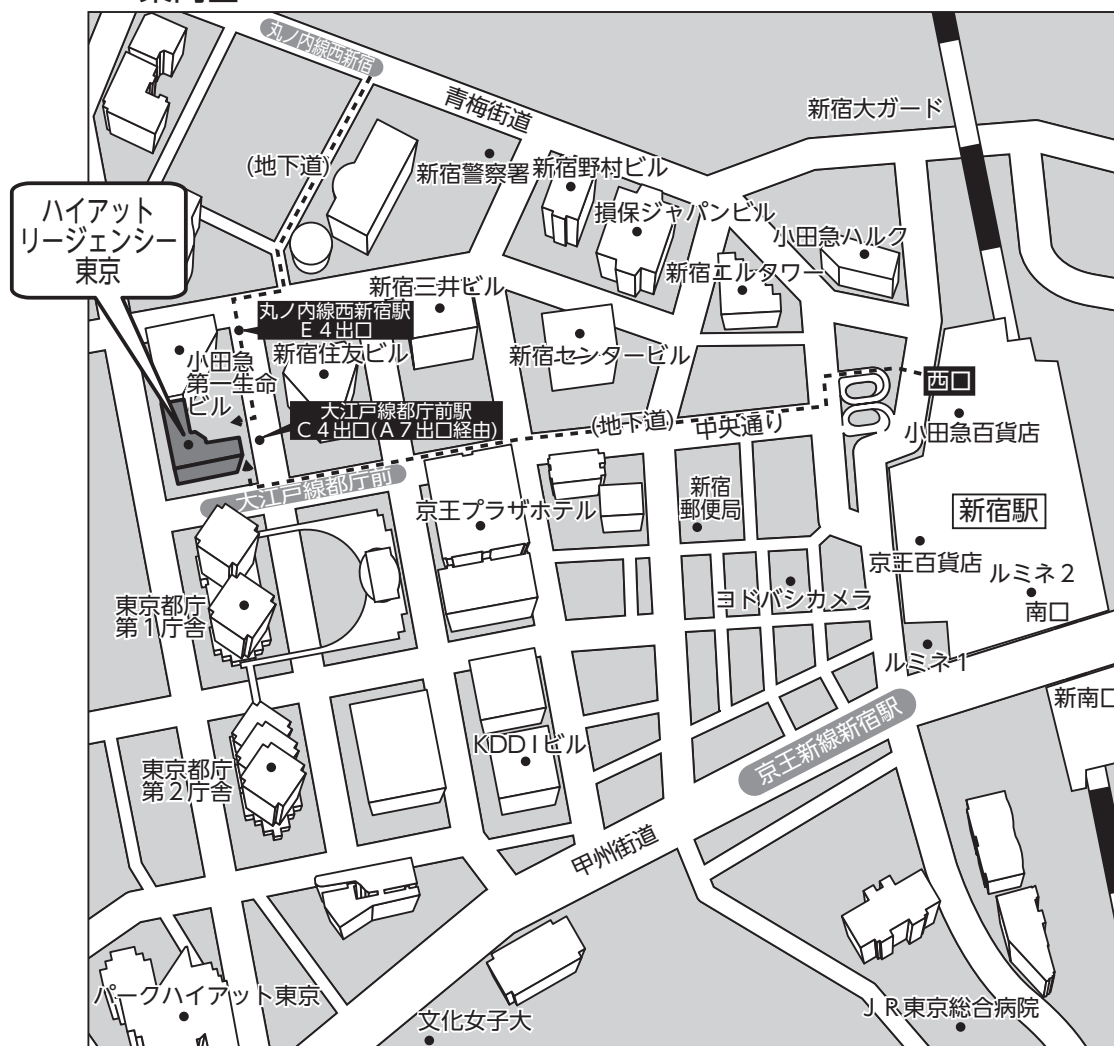
<メ 毛 欄>

<メ 毛 欄>

株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」
電話番号 03-3348-1234

ご案内図



交通のご案内

- ・地下鉄大江戸線「都庁前駅」C4出口(A7出口より連絡通路経由)
- ・地下鉄丸の内線「西新宿駅」都庁方面地下通路経由 徒歩約6分 C4出口連絡通路直結
- ・J R線他各線「新宿駅」西口より徒歩約9分…都庁方面地下道（動く歩道有）を直進、地上に出てから右手に新宿住友ビルを見て進み、右手会場前の階段を上り正面玄関（2階）から27階にお越しく
ださい。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。